

新しい 農業委員 の皆さんです

町農業委員会 ☎(293)3111

農家の代表が決まりました

このほど、任期満了に伴う農業委員の改選が行われ、選挙による委員17人(無投票当選)、議会推せん委員(学識経験者)3人、農業団体推せん委員3人、計23人の新しい農業委員が決まりました。今後3年間、地域の農家の代表として、農業および農家の問題解決のため活躍します。農地や農業に関することなど、どんなことでもかまいません。地元農業委員に気軽ににご相談ください。なお、委員の任期は、平成23年7月19日までです。

農業委員の仕事は？

- ① 農地の売買や転用の審査・許可をはじめ、農地のあっせん、貸し借り、農地の紛争の防止、和解の仲介、標準小作料の決定など広く農地に係ることです。
- ② 安心して農地を貸すことのできる相談や、地域の農業の担い手を育成することです。
- ③ 農家との相談活動を通して農地・税金・金融・農業者年金など農業者の問題を解決することです。

※その他、農業委員の活動で取り上げられるいろいろな問題については、農業委員会が解決します。

大津町農業委員会委員

選挙による委員 (届出順)					



地域通貨

「水水」の寄付を受けることができる 住民団体の登録受付を開始します

町

では、今年の4月から「元氣大津づくり活動事業」を始めました。この事業は、町民一人ひとりが「元氣大津づくり活動」を行い、その実績に応じて、地域通貨「水水」を支払うものです。6月末現在で、約550人の皆さんが参加登録し、いろんなところで「元氣大津づくり活動」が行われています。「水水」は、ゴミ袋との交換ができるほか、町の施設の使用料や、町が発行する証明書の交付手数料などに使うことができます。また、「水水」は「登録住民団体への寄付」をすることができます。寄付を受けた登録団体は、取得した「水水」を、町で換金することができます。つまり「水水」の寄付を受けて換金すれば、団体・グループそれぞれの活動資金にすることができます。町のために活動を行えば、活動資金が増えることで自分たちの団体での活動が活発になる。そして大津町はより元氣になっていきます。寄付を受け換金するためには、あらかじめ「住民団体登録」しておく必要があります。8月から、いよいよ登録の受付を開始します。

ボランティア団体の要件

1. 公共の利益の増進に寄与する目的をもって、福祉、環境、文化、スポーツ、青少年育成その他の社会貢献に係る分野の活動をしていること。
2. 営利を目的とした団体ではないこと。
3. 当該団体の構成員のみを対象にした活動をしていないこと。
4. 当該団体の構成員が10人以上であること。
5. 申請書の提出時において、1事業年度以上継続的に活動をしていること。
6. 法令、条例などに違反する活動をしていないこと。
7. 公序良俗に反する活動をしていないこと。
8. 宗教的活動または政治的活動をしていないこと。

登録資格(登録できる住民団体)

- (イ) 特定非営利活動法人(NPO法人)
- (ウ) 町内で活動しているボランティア団体 (次の要件をすべて満たす団体)
- (ア) 行政区など(自治会、老人会、子ども会、婦人会、その他の団体またはそれらの連合体)

申請方法

申請は、右記の書類を役場に提出してください。

「住民団体登録申請書」

【添付書類】

- 規約、会則、定款など団体として活動していることが分かるものの写し
- 団体の収支決算書写し

申し込み・問い合わせ 役場企画課 地域づくり推進係 ☎(293)3118